

令和9・10年度那須塩原市建設工事入札参加資格者格付方針

令和8年7月

1 格付の趣旨

- 公共工事の発注に当たり、建設業者の規模・能力に応じた入札参加資格の格付をすることにより、公正性、経済性、競争性を確保しつつ、工事施工の品質の確保を図る。

2 格付基準日

- 令和8年12月1日

3 評価対象期間

- 令和6年12月1日から令和8年11月30日まで

4 評価対象工事

- 評価対象期間に完成検査に合格した市発注工事

5 格付対象工種

①土木一式工事	②建築一式工事	③電気工事	④管工事	⑤舗装工事
⑥水道施設工事	⑦解体工事			

6 格付対象業者及び格付工種数

- 格付は、市内に本店を有し（以下「市内」という。）、又は市内に委任先営業所を有する（以下「準市内」という。）建設工事を希望する業者を対象に行う。
また、格付工種数については、市内業者は4工種までとし、準市内業者は1工種限りとする。

7 格付の審査・評価事項

- 格付は、次の「客観点」と「主観点」の2つ評価事項について、審査・評価（点数化）し、2つの評価事項の合計により格付基準総合点を求め、これにより行う。

▶「客観点」＋「主観点」＝格付基準総合点

8 客観点

- 建設業法に基づく経営事項審査結果通知書の総合評定値（P点）とする。

9 主観点

- 次の4つの評価項目における評価点の合計

①技術力	②安全対策	③地域貢献度	④社会貢献度
------	-------	--------	--------

(1) 技術力（工種ごとに算定のうえ配点）

ア 工事成績による点数

評価対象工事のうち、評価対象期間における対象工種の工事成績の平均点（共同企業体により施工した工事については、単独受注工事と同様に取り扱い、平均点を算出する。）に応じ、次の表に定める点数とする。

工事成績の平均点	点数
80点以上	30
75点以上80点未満	20
70点以上75点未満	10
65点以上70点未満	0
60点以上65点未満	-10
60点未満	-20
工事成績評定なし	0

イ 工事完成高による点数

評価対象工事のうち、評価対象期間における対象工種の請負額の合計額（共同企業体により施工した工事については、出資割合に応じて按分した額を自らの請負額として算出する。）に応じ、次の表に定める点数とする。

請負額の合計額	点数
2億円以上	20
1億円以上2億円未満	15
5千万円以上1億円未満	10
5千万円未満	5
請負実績なし	0

ウ 優良建設業者表彰による点数

令和7年度及び令和8年度における市の優良建設業者表彰の受賞状況（共同企業体により施工した工事についての受賞を含む。）に応じ、次の表に定める点数とする。

受賞状況	点数
2年受賞（ともに対象工種）	20
2年受賞（1年のみ対象工種）	15
2年受賞（ともに対象工種外）	10
1年受賞（対象工種）	
1年受賞（対象工種外）	5
表彰なし	0

(2) 安全対策（全ての希望工種に配点）

格付基準日における建設業労働災害防止協会の加入状況に応じ、次の表に定める点数とする。

加入状況	点数
加入	10
未加入	0

(3) 地域貢献度（全ての希望工種に配点）

ア 那須塩原市政協賛サポート企業制度登録状況による点数

格付基準日における那須塩原市政協賛サポート企業制度の登録状況に応じ、次の表に定める点数とする。

登録状況	点数
有 （これに加え、評価対象期間における協賛サポート事業実績1件につき3点加点、最大1件）	5 （+3/件）
無	0

イ 災害時における協力協定による点数

格付基準日における那須塩原市との災害時協力協定の締結状況に応じ、次の表に定める点数とする。

締結状況	点数
有 （これに加え、評価対象期間における協定に基づく協力実績1件につき5点加点、最大2件）	10 （+5/件）
無	0

ウ 漏水等修繕工事当番の受諾による点数

評価対象期間における漏水等修繕工事当番の受託状況に応じ、次の表に定める点数とする。

受入状況	点数
有	10
無	0

エ 除雪に係る作業実績による点数

評価対象期間における那須塩原市の除雪に係る作業実績に応じ、次の表に定める点数とする。

作業実績	点数
有	10
無	0

オ 消防団活動への協力状況による点数

格付基準日における那須塩原市消防団への協力状況に応じ、次の表に定める点数とする。

認定状況	点数
那須塩原市消防団協力事業所として認定を受けている	10
上記認定を受けていないが、 従業員のうち1名以上が那須塩原市消防団に入団している	5
無	0

(4) 社会貢献度（全ての希望工種に配点）

ア 障害者雇用促進

障害者の雇用状況について、次に該当する場合に応じ、表に定める点数とする。

雇用状況	点数
令和8年6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく障害者の雇用義務（法定雇用率）を達成し、又は障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用義務はないが格付基準日現在で障害者を雇用している事業者	10
雇用義務（法定雇用率）を達成していない又は障害者を雇用していない事業者	0

イ 更生保護支援

格付基準日における宇都宮保護観察所への協力雇用主登録の状況に応じ、次の表に定める点数とする。

登録状況	点数
宇都宮保護観察所に協力雇用主として登録がある事業者	10
宇都宮保護観察所に協力雇用主として登録がない事業者	0

ウ 次代の社会を担う子どもが健やかに育成される環境整備への取組

格付基準日における次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定状況に応じ、次の表に定める点数とする。

策定状況	点数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出している。 （これに加え、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定（くるみん認定）を受けている場合は、5点加点）	5 (+5)
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出していない。	0

エ 女性の活躍を推進する取組

格付基準日における女性活躍推進法（平成27年法律第64号）による一般事業主行動計画の策定状況に応じ、次の表に定める点数とする。

策定状況	点数
女性活躍推進法による一般事業主行動計画を労働局に提出している。 （これに加え、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）を受けている場合又は、栃木県男女生き生き企業認定を受けている場合は、5点加点）	5 (+5)
女性活躍推進法による一般事業主行動計画を労働局に提出していない。	0

オ 環境課題への取組

格付基準日における環境配慮に係る認定の取得状況に応じ、次の表に定める点数とする。

認定状況	点数
次のいずれかの認定を取得している。 ISO14001 エコアクション21 SBT (Science Based Targets) 認定 中小企業版SBT認定	10
上記の認定を取得していない。	0

10 格付の補正について

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、格付を行わない。
 - ア 評価対象期間及び格付基準日において、那須塩原市建設工事請負契約書第48条第1項第9号及び第11号に該当する事実があったとき。
 - イ 評価対象期間において指名停止措置を受けた者で、次に該当するもの
評価対象工事の工種ごとに検査結果兼成績評定通知書に記載された工事成績総評定点（以下「工事成績」という。）の平均点（最高点及び最低点の評価対象工事を除いたもの）が65点未満（評価対象工事が2以下の工種については、その平均点が60点未満）の工種又は工事成績が無い工種
- (2) 令和8年度に格付されていない場合は、格付基準総合点の点数により本来格付されるランクの直近下位のランク（本来格付されるランクが最下位のランクである場合は、当該ランク）とする。
- (3) 令和8年度において格付されていた工種について昇格し、又は降格するときは、格付されていたランクの直近上位又は直近下位を限度とする。